

事 務 連 絡

令和4年12月28日

各関係団体 御中

愛知県保健医療局

生活衛生部医薬安全課

新型コロナウイルスに係る一般用抗原検査キットの時限的・特例的な
販売方法について

令和4年12月27日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同省医薬・生活衛生局総務課から新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について別添のとおり事務連絡がありました。

本事務連絡中「2. 一般用抗原検査キットを購入する機会の確保について」において、時限的・特例的対応として、一般用抗原検査キット（新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットに限る。）を取扱う店舗販売業において、薬剤師が当該店舗に不在で、対面により一般用抗原検査キットを販売することができない時間帯においても、届出を行うことにより電話や情報通信機器を活用して販売できることが示されました。

つきましては、当該販売方法を行う場合には、本事務連絡を遵守するとともに、下記方法により届出を行うよう、貴会員（組合員）への周知に御配慮ください。

記

- 1 届出は別添様式により店舗販売業者が販売開始後30日以内に行うこと。
- 2 提出先は医薬安全課薬事グループとし、原則、下記アドレスにメールで提出すること。
- 3 本届出は、愛知県知事の許可を受けた店舗に限ること。（店舗所在地が保健所設置市の場合の対応は、各保健所設置市にお問い合わせください。）

担 当 薬事グループ

監視グループ

電 話 052-954-6303 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)

052-954-6344 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp